

各委員からの御意見等まとめ

番号	委員御意見	意見に対する回答
1	児童相談所の部分は、学習機会の確保だけでなく、「生活する場としての一時保護施設の整備について言及してほしい」（例えば、児童の収容率が200%を超えている施設もある）と意見したが、この件については、子どもの権利擁護の一つとして扱うという事だろうか。	第4章 具体的施策の展開の1-6-①「児童虐待防止対策の充実」の中の、【施策の方向と具体策】及び【具体的な事業】において、中核市の児童相談所設置に向けた支援や、児童相談所の新設・建替えについて記載するなど、児童相談所の体制・機能強化を示しています。
2	資料1-1の概要版の【計画の対象】に「こども」の部分にのみアスタリスク*を付記し、定義の説明がなされていますが、「千葉県こども・若者みらいプラン」であれば、資料1-2の本文p.40の4 計画における定義に「こども」「若者」それぞれの定義が述べられており、両方の用語の説明が必要なのではないでしょうか。 また、資料1-2のp.234～p.245の「用語解説」欄にも重複しても掲載しておくべきではなかったかと考えます。	頂いた御意見は、今後、計画の見直しを実施する際の参考とさせていただきます。
3	「こども」の定義に関して、資料1-2のiiiに「こども」表記についてこども基本法に基づく記載されています。それであれば、「こども」の定義は、こども基本法による定義と合わせる必要があるように思われます。つまり、第2案にある「心身の発達の過程にある者」ではないでしょうか。「大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者」となると、「大人」（概要版の表記。資料1-2では、「おとな」になっていて、表記揺れあり）の定義が必要となりますし、当事者である本人が「円滑な社会生活を送ることができる」ことを望んでいても社会環境や家庭の状況や周囲の偏見等から、そうしたくてもできない「若者」の存在が社会課題である現状を改善していくことが求められているわけですので、個の発達課題のように読み取れる定義には懸念を覚えます。 さらに、以下の定義の文章が文法的にどうか（主語-述語関係）という懸念もあります。⇒でご提案させていただきます。 >この計画が対象とする「こども」は、18歳や20歳といった年齢により「おとな」とするのではなく、「おとな」として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を幅広く含んだ概念としています。 ⇒この計画が対象とする「こども」とは、年齢で区切られることなく、心身の発達の過程にある全ての者を幅広く含んでいます。 ※但し、資料1-2のp.4では、「若者」の定義の部分では、「年齢」を挙げて説明をしていて、こどもの成長を年齢や発達段階で区切られることなく捉えようとする見方とは矛盾が生じているように読み取れます。	「おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者」は国のこども大綱から引用した表現となります。頂いた御意見は、概要版での表記の揺れと併せて、今後、計画の見直しを実施する際の参考とさせていただきます。
4	「若者」の定義については、過去の厚生労働省や内閣府資料をみ限り、若年者雇用の定義や各調査研究青少年に関する調査研究等・内閣府等から、15歳～39歳と捉えられるので、「高校生年代」から「40歳未満」という捉え方になるのでしょうか、この「高校生年代」という表記には、厳しい家庭環境によって高校進学したくてもできない若者にとってもどうか、「中学卒業後以降」などの言葉の検討がなされたのかどうか。	頂いた御意見は、今後、計画の見直しを実施する際の参考とさせていただきます。 なお、県では、経済的な理由により高等学校等での修学が困難な高校生等に対し、奨学のための給付金の支給及び奨学金の貸付け、就学支援金（授業料の減免）による支援等を実施しています。
5	【計画の対象】の「子育て当事者」について、確かに子育て支援の具体的施策の対象は子育ての当事者になるわけですが、これを明記することによって、このプラン全体の趣旨の理解が図りにくくなってしまいうように感じます。 資料1-2のp.36にも「そのためには、子育て当事者だけでなく、企業や地域社会、子育てを終えられた方々や子育てでされていない方々も含めて、皆が参加し、こども・若者を支えていくとともに、こども・若者同士が交流し、お互いを支え合えることが大切です。」とあり、基本理念にも「みんなで支え合い」とありますので、p.40にある図（3つの施策の柱）「社会全体で子育てを支える」ということも伝わるような追加をしてはどうだったかと考えます。	頂いた御意見は、今後、計画の見直しを実施する際の参考とさせていただきます。
6	資料1-1の概要版の【基本理念】の「みんなで支え合い 全てのこども・若者の可能性を広げる 千葉」に添えられている副題（～すべてのこども・若者が、おとなや社会の支えを受けながら、仲間と支え合い、個人として尊重される権利の主体として、その可能性を広げていく社会づくり）が、資料1-2の本文p.36の最後の段落の文章がそのまま記載されています。 県民に周知する上で、副題として長すぎるのではないかと感じました。主題をより具体的に構うための副題が選んで主題を分かりにくくしてしまっていないでしょうか、対応案として、①副題は削除（主題をしっかりと浸透させるため）、②副題を短くする（～すべてのこども・若者が、権利の主体として尊重される社会づくり～）を提案します。「おとなや社会の支えを受けながら」の部分は、主題の「みんなで支え合い」と「社会づくり」に現れていますし、「仲間と支え合い」の部分は、「みんなで支え合い」に包括されていると考えます。 ※また、副題を表明するのであれば、本文p.40の基本理念の該当箇所にも合わせて表記するのがよろしいかと考えます。	頂いた御意見は、今後、計画の見直しを実施する際の参考とさせていただきます。
7	資料1-1、1-2（p.41）共通して「Ⅱライフステージに応じて支える」の具体的施策の展開が記載されています。「1 こどもの誕生前から幼児期まで」の②子育て環境の整備 について、「2 学童期・思春期」「3 青年期」の具体的施策の表記に比べて漠然とした表現になっているように思われます。①で保健・医療の確保が具体的に示されていることに比しても表記に差があるように感じます。施策の建付けと記載をそろえる必要はあるのでしょうか、②子育て環境（就学前のこどもの教育・保育）の整備としてはどうだったかと感じます。 ※保育人材確保も保育所整備も就学前のこどもの教育・保育に係る施策であると捉えてよろしいのではないかと考えました。	頂いた御意見は、今後、計画の見直しを実施する際の参考とさせていただきます。
8	資料1-1、1-2（p.218）にある推進体制の県の部分について「全庁的な体制」は、これまでの会議でも議論があったように、庁内の各担当部局の横の連携が不可欠であると思われます。「全庁的な連携体制」としてはいかがでしたでしょうか。	知事を本部長とし、各部署長を本部長とする「こども・若者施策推進本部」を設置し、各部署による緊密な連携のもとで、より総合的かつ計画的にこども・若者施策を推進していくこととしました。
9	資料1-1、1-2（p.218）にある推進体制の県の部分について図の市町村との関係を示す矢印に「連携」のみ記載されていますが、p.219の本文のとおり、「連携・協働」と入れるべきではなかったでしょうか。また、本文にあるとおり、「関係機関」「団体」「民間事業者等」を市町村の横に、「県民」を図全体の一番基底部分に入れるとよかったのではないかと考えられます。	頂いた御意見は、今後、計画の見直しを実施する際の参考とさせていただきます。
10	「こども」「若者」「子育て世代」といろいろな年代から意見を聴取し、この計画を策定されていることに敬意を表します。とくに「こども」の意見の中から学校への要望だけでなく、市町や地域へ大きな希望を抱いていることがわかり、すべての子供がのびのびを生活できる環境を整える重要性を改めて感じました。 学校の生活だけでは、貧困や虐待、ネグレクト傾向のある家庭を見分けるのが難しくなっています。が、「すべてのこどもが幸せに…」ということを念頭に置き、注視しているところです。地域や関係機関と協力しながら、学校が楽しみなところ、魅力的なところとなるように環境を整えていきます。	